

# 第 1 章 計画の基本となる事項

## 第1節 計画策定の背景

---

伊豆市は、天城連山や狩野川、駿河湾など、市をとりまく豊かな自然環境からもたらされる様々な恵みを受けて発展してきました。

一方で、人々の活動を原因とする環境への負荷・負担は、市の自然環境だけではなく、広くは地球環境にまで影響を及ぼし、様々な環境問題となって現れてきています。

本市をはじめ、社会全体が持続的に発展していくためには、環境が持つ価値を認識し、環境の保全と創造に向けた取り組みを進めなければなりません。そして、かけがえのない財産である豊かで良好な環境を、将来に引き継いでいかなければなりません。

このような考えに立ち、市における環境に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、この「伊豆市環境基本計画」を策定しました。

## 第2節 計画の役割

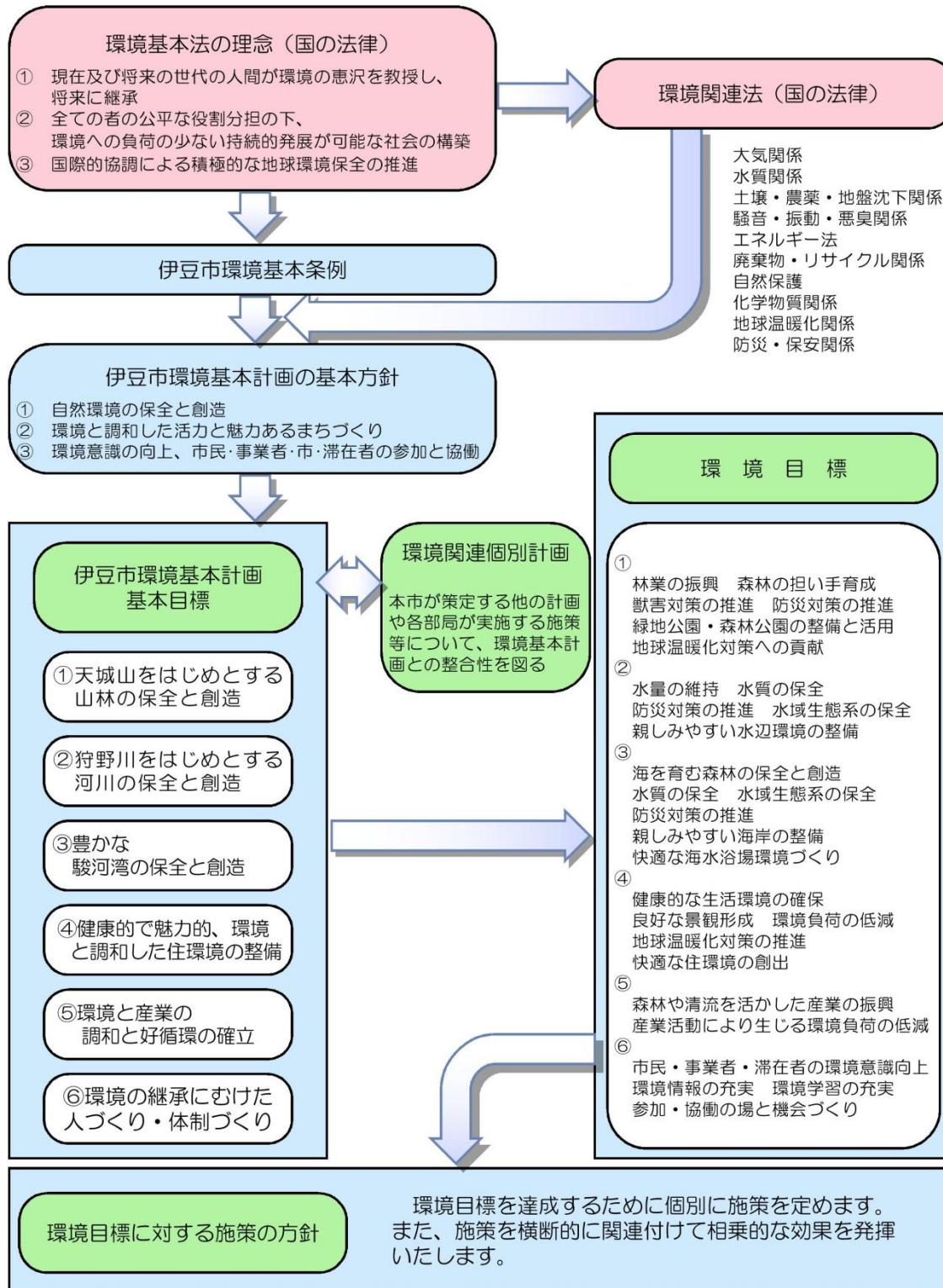
---

伊豆市環境基本計画は、伊豆市環境基本条例に基づき、同条例に定める基本理念の実現に向けて、本市の自然的、社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

本計画は、伊豆市が目指す将来都市像を環境面から実現していこうとするものであり、見直しにあたっては、伊豆市総合計画との整合を図ります。

また、本市が策定する他の計画や、市の各部局が実施する施策等については、環境面において本計画との整合を図るものとします。

# 伊豆市環境基本計画のあらまし



## 第3節 計画の期間

---

本計画では、長期的展望に立った「基本方針」や「基本目標」を設定しています。

「目標達成に向けた施策」の実施期間は、伊豆市総合計画との整合を図り、平成28年度(2016年度)を初年度とし、平成37年度(2025年度)までの10年間とします。

ただし、計画策定の前提となる自然的、社会的条件に大きな変化が生じた場合は、計画期間にとらわれず計画の見直しを行い、これらに適切に対応することとします。

## 第4節 計画の範囲

---

### 1 計画の対象区域

本計画の対象となる区域は、伊豆市の行政区域とします。

ただし、地球環境の保全など行政区域を超えて対応すべき事項や、国、静岡県、周辺自治体と連携することにより効果が得られる事項については、より広域的な観点からの推進に留意します。

### 2 計画の対象分野

本計画は、本市が目指す将来都市像を環境面から実現していこうとするものであり、市の環境の基盤である自然環境(山、川、海、生態系等)、市民の健康で豊かな生活の基盤である生活環境(空気、水、廃棄物等)、さらに自然環境・生活環境の基盤である地球環境(地球温暖化等)を対象分野としています。

このほか、教育や市民活動、産業活動、イベント開催や文化財保護など、上記の環境以外の領域で実施される事業についても、環境の保全に係わるものについては本計画の対象分野としています。

### 3 計画の実施主体

本計画の実施主体は伊豆市ですが、環境の保全及び創造に関する取り組みとして、市民や事業者、滞在者が実施主体となるもの、各主体が協働して実施するものも含まれます。

## 第5節 計画の構成

---

### 第1章 計画の基本となる事項 (P. 1～P. 5)

環境基本計画策定の背景、計画の役割、期間、範囲等の本計画の枠組みを示します。

### 第2章 環境の現状と課題 (P. 7～P. 22)

伊豆市が抱える環境の現状を分析し、課題を抽出・整理します。

### 第3章 計画の基本方針と目標 (P. 23～P. 39)

本計画の基本方針として、

- ①自然環境の保全と創造
- ②環境と調和した活力と魅力あるまちづくり
- ③環境意識の向上、市民・事業者・滞在者の参加と協働

を設定します。そして、基本方針を実現していくための「基本目標」、より具体的な目標となる「環境目標」を設定します。

第2節 「環境目標」達成のための具体的な施策を記載しています。

### 第4章 リーディングプロジェクト (P. 41～P. 49)

本計画において、特に重点的に実施する施策を抽出し、それらを総合化し、横断的に推進する具体的な施策として、リーディングプロジェクトを記載しています。

### 第5章 計画の推進方策 (P. 51～P. 52)

本計画の実効性を確保するよう、計画の推進体制とともに、市民、事業者、行政の各主体が配慮すべき指針について示します。

